

大通達甲（備）第3号
大通達甲（警）第4号
大通達甲（生）第2号
大通達甲（刑）第2号
大通達甲（交）第3号
平成26年3月10日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長

警察学校長 殿

各警察署長

大分県警察本部長

大分県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について（通達）

新型インフルエンザが国内外で発生した場合においては、「大分県警察新型インフルエンザ対策行動計画の策定について」（平成20年11月28日付け大通達甲（備）第3号、（警）第15号、（生）第6号、（刑）第4号、（交）第3号）に基づき実施しているところであるが、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第6条に基づき策定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び特措法第7条に基づき策定された大分県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、別添のとおり「大分県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定したので、諸対策を積極的に推進されたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（警備第二課災害係）

（警務課企画係）

（生活安全企画課企画係）

（刑事企画課企画係）

（交通企画課企画係）

別添

大分県警察新型インフルエンザ等対策行動計画

目次

- 第1章 計画の目的及び実施に関する基本的な方針
 - 第1節 計画の目的、構成等
 - 第1 目的
 - 第2 用語の定義
 - 第3 構成
- 第2章 新型インフルエンザ等の発生に備えた措置
 - 第1節 実施体制の整備
 - 第1 対処体制の整備
 - 第2 情報の収集・連絡体制の整備
 - 第3 業務継続に向けた措置
 - 第4 装備資機材に関する措置
 - 第5 情報通信の確保
 - 第6 教養・訓練の実施
 - 第7 特定接種に向けた準備
 - 第2節 感染対策の準備
 - 第1 職員の感染対策
 - 第2 留置施設における感染対策等
 - 第3 庁舎管理手順の確立
 - 第3節 水際対策等に備えた管理者対策
 - 第1 水際対策に備えた管理者対策
 - 第2 医療活動に備えた管理者対策
 - 第3 感染者等の密入国に対する警戒活動に備えた管理者対策
 - 第4節 多数死体取扱いに備えた措置
 - 第1 多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置
 - 第2 多数死体取扱手順の確立
- 第3章 新型インフルエンザ等の国外発生期における措置
 - 第1節 実施体制
 - 第1 大分県警察新型インフルエンザ等対策本部等の設置
 - 第2 県対策本部への派遣
 - 第3 情報の収集・連絡体制の確立
 - 第4 装備資機材の活用
 - 第5 情報通信の確保
 - 第6 特定接種の実施
 - 第2節 感染対策
 - 第1 職員の感染対策
 - 第2 留置施設における感染対策
 - 第3 その他

- 第3節 水際対策の支援
 - 第1 国際海空港における警戒活動等
 - 第2 検疫所等における警戒活動等
 - 第3 感染者等の密入国に対する警戒活動
 - 第4 検疫体制の縮小に伴う措置
- 第4節 関係法令違反の取締り等
 - 第1 検疫所等との連携体制の構築
 - 第2 関係法令違反の取締り
- 第4章 新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置
 - 第1節 実施体制
 - 第1 対策本部の設置
 - 第2 県対策本部への派遣
 - 第3 情報の収集・連絡
 - 第4 業務継続のための執務体制の確立
 - 第5 装備資機材の活用
 - 第6 情報通信の確保
 - 第2節 感染対策
 - 第1 職員の感染対策
 - 第2 留置施設における感染対策
 - 第3 その他
 - 第3節 水際対策の支援
 - 第1 国際海空港における警戒活動等
 - 第2 検疫所等における警戒活動
 - 第4節 医療活動の支援
 - 第1 医療機関等における警戒活動
 - 第2 医療機関等の周辺における交通規制
 - 第3 患者搬送の支援
 - 第5節 社会秩序の維持
 - 第1 犯罪の予防一般
 - 第2 各種犯罪の捜査
 - 第3 混乱時における措置
 - 第6節 緊急事態措置に対する支援等
 - 第1 特定都道府県知事等からの応援の要求に対する対応
 - 第2 感染を防止するための協力要請等に対する支援
 - 第3 住民接種に対する支援
 - 第4 臨時医療施設に対する警戒
 - 第5 緊急物資の運輸に対する支援
 - 第6 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等に関する業務
 - 第7節 重点的感染拡大防止策の支援
 - 第1 重点的感染拡大防止策の実施に伴う実態把握

第2 対象地域における警戒活動

第5章 新型インフルエンザ等の国内感染期における措置

第1節 実施体制

第2節 感染対策

第3節 水際対策の支援

第4節 医療活動の支援

第5節 多数死体取扱いに当たっての措置

第1 多数死体取扱いに当たっての医師及び関係機関等との連携

第2 多数死体の調査実施

第6節 社会秩序の維持

第7節 緊急事態措置に対する支援等

第6章 小康期における措置

第7章 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

第1節 目的

第2節 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策

第1 これまでに人への感染例のない鳥インフルエンザウイルスの人での発症が国外で認められた場合における措置

第2 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合における措置

第3 防疫措置の支援

第1章 計画の目的及び実施に関する基本的な方針

第1節 計画の目的、構成等

第1 目的

この計画は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとは異なる、病原性が高い新型インフルエンザ又は同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第6条に基づき平成25年6月7日に策定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府計画」という。）及び特措法第7条に基づき平成25年10月4日に策定された大分県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ定め、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱による不測の事態にも的確かつ迅速に対処することを目的とする。

第2 用語の定義

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 地域発生早期 一つの都道府県につき、当該都道府県の区域内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- (2) 地域感染期 一つの都道府県につき、当該都道府県の区域内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態

(3) 国内発生早期 いずれかの都道府県が地域発生早期になった状態

(4) 国内感染期 いずれかの都道府県が地域感染期となった状態

第3 構成

この計画の構成は、第2章を「新型インフルエンザ等の発生に備えた措置」、第3章を「新型インフルエンザ等の国外発生期における措置」、第4章を「新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置」、第5章を「新型インフルエンザ等の国内感染期における措置」、第6章を「小康期における措置」とし、各章において県警察が実施する事項をそれぞれ定めるとともに、各項目ごとに警察本部の主管部課を明記するものとする。

また、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合は、特措法の対象ではないが、政府計画において「国内外で鳥インフルエンザウイルスが人で発症した場合等の対策」が定められていることを踏まえ、関連する事案として第7章に対策を記載するものとする。

第2節 実施に関する基本的な方針

この計画の実施に当たっては、県警察各部門が相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生時における治安の確保に万全を図るとともに、警察庁及び知事部局等の関係機関との積極的な協力により、政府計画、県計画等に基づく新型インフルエンザ等対策の推進に寄与するよう努めるものとする。

この計画の実施状況につき、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、時機を逸することなく大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告し、所要の管理に服するとともに、公安委員会を的確に補佐し、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努めるものとする。

また、新型インフルエンザ等のパンデミックにより不測の事態が生じた場合においても、公安委員会における意思決定が円滑に行われるよう、事態の推移に応じて必要となる対応の手順及び内容について、あらかじめ準備をしておくものとする。

あわせて、公安委員会の行う許可等の行政事務を含め、継続の必要性の高い通常業務の業務継続のために必要な体制の確保に努めるものとする。

さらに、新型インフルエンザ等のパンデミックは、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されるところであり、情勢の変化や政府計画、県計画等の改定等に対応して、この計画を適時適切に見直し、必要な修正を加えるものとする。

第2章 新型インフルエンザ等の発生に備えた措置

第1節 実施体制の整備

第1 対処体制の整備

新型インフルエンザ等の発生に備え、総合力を発揮して対処し得る体制を構築するとともに、緊急時の職員の招集・参集基準、連絡手段等必要な事項を定め、随時見直しを図るものとする。[警備第二課]

第2 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集の手段及び方法

新型インフルエンザ等に関する情報を的確に収集するため、警察庁及び知事部局等の関係機関との報告・連絡体制を整備するものとする。その際、情報が迅速かつ正確に伝

達されるようにするため、窓口担当課、担当者、夜間・休日における連絡手段等を明確にし、連絡担当者に周知徹底するものとする。[警備第二課・警備第一課]

2 発生状況の把握と分析

新型インフルエンザ等の発生の疑いがある情報を入手した場合には、警察庁へ報告するとともに、大分県警察新型インフルエンザ対策委員会連絡室（大分県警察新型インフルエンザ対策委員会設置要綱（平成20年7月17日付け大通達甲（警）第10号別添）に基づき設置する連絡室をいう。）において情報を集約し、分析評価を行い、関係機関に速報するものとする。[警備第二課・警備第一課]

第3 業務継続に向けた措置

1 優先順位の高い業務の選別

新型インフルエンザ等がまん延し、欠勤者が増加した場合であっても、治安維持機能を保持し続けるため、欠勤の状況に応じ、優先度の高い業務に職員を集中させるなどの措置が講じられるよう、業務継続計画を定めるものとする。[各部]

2 公共交通機関停止時に備えた庁舎利用

新型インフルエンザ等がまん延し、公共交通機関が停止した場合に備え、庁舎内において職員が一時的に休憩する場所を確保するための庁舎利用の規制について、あらかじめ検討するものとする。[警務課]

3 備蓄食糧の管理

新型インフルエンザ等がまん延し、食料の入手が困難となった場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図るものとする。[警備第二課・会計課]

4 契約業者による食事の提供の停止時における被留置者の食事の確保

新型インフルエンザ等がまん延し、被留置者の食事について契約業者からの入手が困難となった場合に備え、被留置者の食事の入手手段の整備を図るものとする。[留置管理課]

第4 装備資機材に関する措置

1 装備資機材の円滑な運用に向けた措置

新型インフルエンザ等対策に資すると認められる装備資機材が円滑に運用されるよう、装備資機材の性能及び使用方法について、職員に対する指導・教養を推進するものとする。[警務課・会計課・警備第二課]

2 装備資機材の整備等

職員への感染対策等を的確に実施するため、新型インフルエンザ等の国内発生時に装備資機材を迅速に活用できるよう、各部門ごとに、その配備状況を把握するなど適正管理を図るとともに、必要な装備資機材の整備に努めるものとする。[警務課・会計課・警備第二課]

第5 情報通信の確保

1 通信に関する措置

国内で新型インフルエンザ等が発生した場合の通信の確保のため、九州管区警察局大分県情報通信部と連携した対処体制を整備するものとする。[地域課通信指令室]

2 情報管理に関する措置

新型インフルエンザ等が国内でまん延した場合においても各種情報管理システムを適

切に運用するため、担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を推進するものとする。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等がまん延した場合においても早期に障害から復旧できるよう、関係事業者等との連絡体制を整備するとともに、関係事業者等と連携した障害の対処体制の確保に努めるものとする。[情報管理課]

第6 教養・訓練の実施

感染対策を始めとした新型インフルエンザ等に関する各種対処要領について、職員に対する教養を実施し、周知徹底を図るとともに、新型インフルエンザ等発生を想定した情報伝達訓練、招集・参集訓練及び通信訓練を実施し、知事部局等が主催する各種訓練に積極的に参画することにより、新型インフルエンザ等の発生時における対処能力の向上に努めるものとする。

また、訓練等を通じて課題が判明した場合は、対処要領の必要な修正を行うものとする。
[警備第二課]

第7 特定接種に向けた準備

特措法第28条の規定により行われる予防接種（以下「特定接種」という。）が円滑に実施されるよう、接種場所及び接種順位をあらかじめ検討するものとする。[警備第二課・厚生課]

第2節 感染対策の準備

第1 職員の感染対策

1 職員及びその家族に対する感染対策

感染対策のための基本的措置について、平素から具体的な措置内容を記載した資料を配布するなどにより、職員及びその家族に周知するものとする。[厚生課]

2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与手順の確立

職員が新型インフルエンザ等に感染している者（以下「感染者」という。）及びその疑いがある者（以下「感染者等」という。）と濃厚接触した場合又は感染者等と濃厚接触する可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が適切に実施されるよう、平素から医療機関及び県福祉保健部との連携強化及び予防投与等に関する情報収集に努めるものとする。[厚生課]

3 職員発症時の対応要領の確立

あらかじめ、職員及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合又は感染した疑いがある場合の報告・連絡体制を整備するものとする。

また、職員の新型インフルエンザ等の感染が確認された場合を想定し、平素から勤務場所等の清掃及び消毒の方法並びに当該職員と接触した職員への対応要領を定めるものとする。[厚生課]

第2 留置施設における感染対策等

新型インフルエンザ等の発生時において、被留置者が感染者等となった場合の当該被留置者の診療及び隔離、勾留執行停止の要請等の措置、職員及び他の被留置者の健康診断並びに感染対策の対応方策について定めるものとする。

また、被留置者が感染者等となった場合に診療を要請する医療機関及び感染者等となっ

た被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定するものとする。〔留置管理課〕

第3 庁舎管理手順の確立

あらかじめ、新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理の手順を定め、職員への徹底を図るものとする。〔警務課〕

第3節 水際対策等に備えた管理者対策

第1 水際対策に備えた管理者対策

1 国際海空港における管理者対策

国際海空港における水際対策に伴う警戒活動の実施に備え、平素から国際海空港の管理者、乗り入れ航空会社その他関係機関（以下「国際海空港管理者等」という。）との連携を確認・強化するものとする。

また、新型インフルエンザ等の国外発生時に発生した国から多数の者が入国することによる混乱や不測の事態の発生を防止するため、平素から国際海空港管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施するものとする。

さらに、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、国際海空港における警戒活動に当たり機動隊を運用する場合に備え、機動隊の支援活動計画を策定するものとする。

〔警備第二課・地域課・警備第一課〕

2 検疫所等における管理者対策

検疫所及び停留場所（以下「検疫所等」という。）並びにその周辺における警戒活動の実施に備え、平素から検疫所等の管理者との連携を確認・強化するものとする。

また、新型インフルエンザ等の国外発生時に発生した国からの入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴って検疫所等及びその周辺において混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から検疫所等の管理者に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施するものとする。

さらに、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、検疫所等及びその周辺における警戒活動に当たり機動隊を運用する場合に備え、機動隊の支援活動計画を策定するものとする。〔警備第二課・地域課・警備第一課〕

第2 医療活動に備えた管理者対策

医療機関及び抗インフルエンザウイルス薬を処方する薬局（以下「医療機関等」という。）における警戒活動の実施に備え、平素から医療機関等の経営者、施設管理者、その他の関係者（以下「医療機関管理者等」という。）との連携を確認・強化するものとする。

また、新型インフルエンザ等の発生時に医療機関等において混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から医療機関管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施するものとする。

さらに、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、医療機関等における警戒活動に当たり機動隊を運用する場合に備え、機動隊の支援活動計画を策定するものとする。〔警備第二課・地域課〕

第3 感染者等の密入国に対する警戒活動に備えた管理者対策

感染者等の密入国に対する警戒活動の実施に備え、平素から国際海空港管理者等、検疫所等の管理者等との連携を確認・強化するものとする。〔警備第一課〕

第4節 多数死体取扱いに備えた措置

第1 多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置

新型インフルエンザ等の国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、医師会、知事部局、市町村等と緊密な連携を図り、検視又は死体の調査への立会いに当たる医師及び死体取扱場所を確保するものとする。〔捜査第一課〕

第2 多数死体取扱手順の確立

新型インフルエンザ等の国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、多数死体取扱訓練を実施するなど多数死体取扱手順を確立するものとする。

〔捜査第一課〕

第3章 新型インフルエンザ等の国外発生期における措置

第1節 実施体制

第1 大分県警察新型インフルエンザ等対策本部等の設置

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、警察庁対策室（国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年10月10日付け警察庁乙備発第4号ほか別添。以下「警察庁計画」という。）に基づき設置される警察庁新型インフルエンザ等対策室をいう。以下同じ。）又は警察庁対策本部（警察庁計画に基づき設置される警察庁新型インフルエンザ等対策本部をいう。以下同じ。）（以下「警察庁対策本部等」という。）及び知事部局等の関係機関との連携を図り、事態を的確に把握して新型インフルエンザ等対策及び治安の維持を確保するため、新型インフルエンザ等のまん延状況、国際海空港・沿岸等の管内状況を勘案し、以下の体制を基準として事態への対処に当たるものとする。

〔警備第二課〕

(1) 大分県警察新型インフルエンザ等対策室の設置

警察本部長は、新型インフルエンザ等が国外で発生した疑いがある場合には、警察本部に、警備部警備第二課長を長とする大分県警察新型インフルエンザ等対策室（以下「対策室」という。）を設置するものとする。

(2) 大分県警察新型インフルエンザ等対策本部の設置

警察本部長は、新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、警察本部に、警察本部長を長とする大分県警察新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

第2 県対策本部への派遣

新型インフルエンザ等が国外において発生し、県対策本部（県計画に基づき設置される大分県新型インフルエンザ等対策本部をいう。以下同じ。）が設置された場合には、所要の職員を県対策本部に派遣するものとする。〔警備第二課〕

第3 情報の収集・連絡体制の確立

知事部局等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集・集約し、分析評価を行うとともに、警察庁へ速報するものとする。〔警備第二課・警備第一課〕

第4 装備資機材の活用

装備資機材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染対策資機材の確実な着装の徹底等

による感染対策を図り、治安維持機能の保持を図るものとする。

また、感染対策資機材等が適切に活用されるよう、その配備状況を把握し、必要な地域に当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じてその補充を図るものとする。[警務課・会計課・警備第二課]

第5 情報通信の確保

1 通信の確保

九州管区警察局大分県情報通信部と連携して通信の確保に努めるものとする。[地域課通信指令室]

2 情報管理機能の確保

各種情報管理システムを適切に運用するための体制を確保するものとする。[情報管理課]

第6 特定接種の実施

特定接種を行うことが決まった場合は、速やかに接種体制を構築し、特定接種を実施するものとする。[厚生課]

第2節 感染対策

第1 職員の感染対策

1 職員及びその家族に対する感染対策の周知

国外で発生した新型インフルエンザ等の感染対策のための基本的措置について、具体的な措置内容を記載した資料を配布するなどにより、職員及びその家族に対して周知し、国内発生時に備えるものとする。[厚生課]

2 発生地域への海外渡航の中止

やむを得ない場合を除き、新型インフルエンザ等が発生した国又は地域への、公務での職員の渡航を延期し、又は中止するものとする。また、公務以外の目的での渡航は、延期させ、又は中止させるものとする。[警務課]

第2 留置施設における感染対策

国外における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、留置業務に従事する職員に対し、感染対策を周知するものとする。

また、職員及び被留置者に対し、新型インフルエンザ等について啓発するとともに、手洗い及びうがいの習慣を身に付けるよう指導するものとする。

さらに、留置開始時の健康状態についての事情聴取において、被留置者の海外渡航歴等の詳細な内容を聴き取るとともに、捜査部門から感染を疑わせる事情の有無に係る情報を入手するものとする。感染が疑われる場合には、健康診断を受けさせるなど当該被留置者の健康状態の早期把握に努めるものとする。[留置管理課]

第3 その他

1 庁舎管理の手順の周知徹底

新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理の手順について、職員への徹底を図るものとする。[警務課]

2 感染対策に関する関係機関への情報提供

関係機関に対し、国外における新型インフルエンザ等の発生状況及び新型インフルエンザ等の感染対策に関する情報を提供し、新型インフルエンザ等の国内発生時に備えた

対策の周知徹底を図るものとする。〔厚生課〕

第3節 水際対策の支援

第1 国際海空港における警戒活動等

1 国際海空港における警戒活動

(1) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

国際海空港において、新型インフルエンザ等が発生した国から外国人や在外邦人の多数が入国することに伴う混乱による不測の事態の発生を防止し、水際対策が円滑に行われるよう、国際海空港管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底するものとする。

また、警察庁からの指示や関係機関から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、水際対策の円滑な実施を確保するため、警察庁及び知事部局等の関係機関と連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動を行うものとする。

〔警備第二課・地域課・警備第一課・機動隊〕

(2) 機動隊の運用

大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、国際海空港における警戒活動に当たり機動隊を運用する必要があると認められる場合には、支援活動計画に基づき、感染対策を徹底した上で、機動隊を集中運用するものとする。〔警備第二課・地域課・警備第一課・機動隊〕

2 国際海空港の周辺における交通規制

国際海空港の周辺における交通規制を行う必要があると認められる場合は、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施するものとする。〔交通規制課〕

第2 検疫所等における警戒活動等

1 検疫所等における警戒活動

(1) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

国際海空港において、新型インフルエンザ等が発生した国からの入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴う混乱による不測の事態の発生を防止し、検疫及び停留措置が円滑に行われるよう、検疫所等の管理者に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底するものとする。

また、警察庁からの指示や関係機関から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、検疫等の円滑な実施を確保するため、警察庁及び知事部局等の関係機関と報告、連絡調整及び連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行うものとする。〔警備第二課・地域課・警備第一課・機動隊〕

(2) 機動隊の運用

大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、検疫所等及びその周辺における警戒活動を行うに当たり機動隊を運用する必要があると認められる場合には、その支援活動計画を策定し、感染対策を徹底した上で、機動隊を集中運用するものとする。〔警備第二課・地域課・警備第一課・機動隊〕

2 検疫所等の周辺における交通規制

検疫所等の周辺における交通規制を行う必要があると認められる場合は、感染対策を

徹底した上で、円滑な交通規制を実施するものとする。[交通規制課]

第3 感染者等の密入国に対する警戒活動

1 沿岸警備の強化

船舶を利用した感染者等の密入国を防止するため、関係機関との連携を強化し、感染対策を徹底した上で、不審船や密入国者の取締りに当たるとともに、沿岸部におけるパトロール、検問等の警戒活動を強化するものとする。[警備第一課]

2 関係機関との情報の共有化

密入国事件を取り扱った際に把握した感染者等に関する情報を関係機関に提供するなどにより、感染者等の密入国に関する情報の共有化に努めるものとする。[警備第一課]

3 密入国事件取扱時における留意事項

密入国者の取締りに当たり、密入国者の居住地、海外渡航歴、供述内容等から感染の有無を調査するほか、感染者等であることが確認された場合には、検疫所、入国管理局その他の関係機関に速やかに通報し、協力してまん延防止に必要な対応を行うものとする。また、検疫を受けていない新型インフルエンザ等が発生した国又は地域からの密入国者を取り扱う際は、感染対策を徹底した上で、業務に当たるものとする。[警備第一課]

第4 検疫体制の縮小に伴う措置

検疫体制が縮小される場合は、その状況に応じ各種警戒活動等を縮小するものとする。

[警備第二課・地域課・交通規制課・警備第一課・機動隊]

第4節 関係法令違反の取締り等

第1 検疫所等との連携体制の構築

国際海空港において検疫が強化される場合に発生が予想される、感染者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯等に備え、検疫所等との連携体制を構築するものとする。[生活環境課]

第2 関係法令違反の取締り

国際海空港において検疫が強化される場合には、知事部局と連携して、管轄する検疫所における感染者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染の疑いのある者等と診断した際の医師の届出義務違反等の関係法令違反に関する情報の入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底するものとする。[生活環境課]

第4章 新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置

第1節 実施体制

第1 対策本部の設置

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、警察庁対策本部等及び知事部局等の関係機関との連携を図り、事態を的確に把握して新型インフルエンザ等対策及び治安の維持を確保するため、対策本部を設置するものとする。

また、地域によっては、新型インフルエンザ等が未発生である場合もあることから、対策本部に従事する職員の招集・参集に当たっては、その状況に応じて柔軟かつ的確に対応するものとする。[警備第二課]

第2 県対策本部への派遣

新型インフルエンザ等が国内において発生し、県対策本部が設置された場合には、所要の職員を県対策本部に派遣するものとする。〔警備第二課〕

第3 情報の収集・連絡

1 発生状況の把握と分析

新型インフルエンザ等が国内において発生し、又は発生した疑いがある場合には、知事部局等の関係機関から情報を収集・集約し、分析評価を行うとともに、警察庁へ速報するものとする。〔警備第二課・警備第一課〕

2 休日・夜間における連絡体制の確立

休日・夜間の当直員は、新型インフルエンザ等が国内において発生した場合において、当該発生に係る情報を入手したときは、緊急時の連絡手段を用いて対策本部の担当者及び警察庁へ速報するものとする。〔警備第二課〕

第4 業務継続のための執務体制の確立

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、対策本部の決定を経て、業務継続計画に定められた体制に移行するものとする。〔各部〕

第5 装備資機材の活用

装備資機材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染対策資機材の確実な着装の徹底等による感染対策を図り、治安維持機能の保持を図るものとする。

また、感染対策資機材等が適切に活用されるよう、新型インフルエンザ等がまん延する期間や地域に応じて当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じて、その補充を図るものとする。〔警務課・会計課・警備第二課〕

第6 情報通信の確保

1 通信の確保

九州管区警察局大分県情報通信部と連携して通信の確保に努めるものとする。〔地域課通信指令室〕

2 情報管理機能の確保

各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に対応した体制を確保するものとする。また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、適切な障害対応を行えるよう、関係事業者等と緊密に連絡をとり、障害の対処体制の確保を図るものとする。〔情報管理課〕

第2節 感染対策

第1 職員の感染対策

1 職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底

職員及びその家族に対し、感染対策のための基本的措置の徹底を指導するものとする。また、職員に対しては、出勤時の検温を実施させるものとする。〔厚生課〕

2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬投与の実施

医療機関及び県福祉保健部と相互に協力し、感染者等と濃厚接触した場合及びその可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を開始するものとする。〔厚生課〕

3 職員発症時の対応

職員及びその家族に新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合には、医療機関の速

やかな受診を勧奨するとともに、他の職員への感染のおそれが高いと認められる職員について、業務に就くことを禁止するものとする。〔厚生課・警務課〕

第2 留置施設における感染対策

1 留置業務担当者に対する感染対策の周知徹底

国内及び留置施設における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、第3章第2節第2に定める措置に加えて、次の措置を講ずるものとする。〔留置管理課〕

(1) 留置開始時の身体検査、所持品検査等に従事する職員には、マスク及び手袋を着用させ、当該業務終了後は、手洗い、うがい及び消毒を行わせること。

面会の受付を行う職員には、対応時にマスクを着用させ、面会受付時において、発熱、せき等の症状の有無、感染者等との接触の機会の有無等を面会人に確認し、症状がある面会人又は感染者等と接触の機会があった面会人にマスクの着用を求め、その着用を拒否した面会人には面会を断るなど、面会人から被留置者への感染の予防に必要な措置を講ずること。

(2) 工事業者等については、あらかじめ、症状がある者又は感染者等と接触の機会があった者の施設内への立入りの自粛を要請すること。

(3) 必要に応じて、運動、入浴又は集中護送の中止を検討すること。

(4) 発生地域においては、発生状況に応じて、職員及び被留置者に対し、手洗い、うがい、消毒及びマスクの着用を行わせること。

2 感染が疑われる場合の報告

被留置者又は職員が感染者等となった場合には、速やかに警察庁へ報告を行うものとする。〔留置管理課〕

3 感染者等の隔離及び早期診療

被留置者が感染者等となった場合には、第2章第2節第2に定める対応方針に従い、感染者等となった被留置者の診療及び隔離等の措置を講ずるものとする。

また、職員が感染者等となった場合は、当該職員に対し、医療機関の速やかな受診を指示し、感染者と診断されたときは治療に専念させるなど、職員から被留置者への感染防止に必要な措置を講ずるものとする。〔留置管理課〕

4 感染者等の庁舎内行動経路の確認及び消毒

感染者等の庁舎内における行動経路を確認し、滞在した場所や頻繁に接触したと考えられる箇所については、必要な消毒を行うものとする。〔留置管理課〕

5 感染者等との接触者の検診

被留置者又は職員が感染者等となった場合には、職員及び他の被留置者に健康診断を受けさせるものとする。

また、感染者等と濃厚接触があった職員については、抗インフルエンザウイルス薬の投与を受けるよう指示するものとする。〔留置管理課〕

第3 その他

1 庁舎管理の実施の徹底

新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理の手順及び感染時の対応について、職員への徹底を図るものとする。〔警務課〕

2 感染対策に関する関係機関への情報提供

関係機関に対し、国内における新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報を提供し、新型インフルエンザ等感染対策の徹底を図るものとする。[厚生課]

3 公安委員会の許認可事務に係る営業の自粛要請

公安委員会の許認可事務に係る不特定多数の集まる営業について、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、営業の自粛を要請するものとする。[生活安全企画課]

4 不特定多数の集まる活動の延期又は中止

県警察が主催し、又は共催する集会、催事等の不特定多数の人が集まる活動について、国内における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて延期し、又は中止するものとする。また、関係機関に対して不特定多数の人が集まる活動の自粛を要請するものとする。

さらに、これらの措置について広報を行い、住民への周知を図るものとする。[各部]

第3節 水際対策の支援

第1 国際海空港における警戒活動等

1 国際海空港における警戒活動

(1) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

国内発生早期において、国外で新型インフルエンザ等が発生している場合には、新型インフルエンザ等が発生した国から外国人や在外邦人の多数が入国することに伴う混乱等による不測の事態の防止を図るため、国際海空港等の関係機関における自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握し、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底するものとする。

また、新型インフルエンザ等が発生した国から在外邦人が多数帰国すること、又は国内から在留外国人が多数出国することに伴う混乱及び出国自粛勧告に伴う混乱による不測の事態の防止を図るため、警察庁からの指示や関係機関から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動を実施するものとする。[警備第二課・地域課・警備第一課・機動隊]

(2) 機動隊の運用

水際対策に伴い大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図るものとする。[警備第二課・地域課・警備第一課・機動隊]

2 国際海空港の周辺における交通規制

国際海空港の周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施するものとする。

また、交通規制を実施したときは、速やかに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。[交通規制課]

第2 検疫所等における警戒活動

国内発生早期において、検疫所等及びその周辺における警戒活動を行う場合は、第3章第3節第2に定める措置を講ずるものとする。

また、検疫体制が縮小される場合は、その状況に応じ各種警戒活動等を縮小するものとする。[警備第二課・地域課・交通規制課・警備第一課・機動隊]

第4節 医療活動の支援

第1 医療機関等における警戒活動

1 医療機関関係者等との連携の強化

医療機関等における警戒活動の実施に備え、医療機関管理者等との連携を確認及び強化するものとする。[警備第二課・地域課]

2 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

医療機関等における混乱や不測の事態の発生を防止するため、医療機関等の自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握するとともに、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底するものとする。

また、医療機関等及びその周辺における混乱を防止するため、警察庁からの指示や関係機関からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行うものとする。[警備第二課・地域課・機動隊]

3 機動隊の運用

医療機関等及びその周辺における大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図るものとする。

[警備第二課・地域課・機動隊]

第2 医療機関等の周辺における交通規制

医療機関等の周辺における交通規制を行う必要があると認められる場合は、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施するものとする。

また、交通規制を実施した場合は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。[交通規制課]

第3 患者搬送の支援

医療機関及び知事部局等の関係機関から患者搬送に伴う支援要請を受けた場合は、混乱時における治安維持活動等の業務に支障のない範囲において、感染対策を徹底した上で、必要な支援を行うものとする。[地域課・交通規制課]

第5節 社会秩序の維持

第1 犯罪の予防一般

1 相談を通じた住民等の不安の軽減

住民等からの相談について親身に対応するとともに、必要に応じて適切な相談窓口を教示できるよう、関係機関との連携を確認し、強化するなどにより、住民等の不安の軽減に努めるものとする。[広報課]

2 混乱に乗じた犯罪の予防に関する取組

新型インフルエンザ等国内発生時における混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努めるとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進するものとする。[生活安全企画課・地域課]

第2 各種犯罪の捜査

1 関係法令違反の取締り

国際海空港の検疫所における感染者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染者等と診断した際の医師の届出義務違反等の関係法令違反に関する情報入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底するものとする。[生活環境課]

2 混乱に乗じた犯罪の取締り

新型インフルエンザ等に対する効能効果をうたった医薬品の無許可販売事犯に係る薬事関係事犯、訪問販売等に係る特定商取引事犯その他の生活経済関係法令違反等の新型インフルエンザ等の国内発生時における混乱に乗じた犯罪に関する情報入手に努め、地域住民の不安をあおり、混乱を助長するなど悪質な事犯に対する取締りを徹底するものとする。[生活環境課・捜査第一課・捜査第二課・組織犯罪対策課・警備第一課]

第3 混乱時における措置

新型インフルエンザ等が国内でまん延するほか、まん延防止のために講じられる各種対策への不満等に起因する社会的混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁への報告連絡及び知事部局等との連携を強化し、組織の総合力を発揮して混乱の沈静化を図るなど、治安の維持確保を強力に推進するものとする。[警備第二課]

第6節 緊急事態措置に対する支援等

第1 特定都道府県知事等からの応援の要求に対する対応

公安委員会に対して、特措法第39条に規定する特定都道府県知事等からの応援の要求があった場合には、警察庁に速報するとともに、調整を受け、必要な職員を派遣するものとする。[各部]

第2 感染を防止するための協力要請等に対する支援

使用制限等を要請した場合に伴う混乱等による不測の事態の防止を図るため、当該施設の管理者等に対して、自主警備及び問題点の改善点を促すなど、管理者対策を徹底し、状況に応じた警戒活動等を実施するものとする。[警備第二課・地域課]

第3 住民接種に対する支援

住民接種が行われる際、接種会場及びその周辺における混乱等による不測の事態の防止を図るため、市町村と連携を図り、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動等を実施するものとする。[警備第二課・地域課・交通規制課]

第4 臨時医療施設に対する警戒

臨時医療施設に対して、第4節に定める措置を講ずるものとする。[警備第二課・地域課・交通規制課]

第5 緊急物資の運輸に対する支援

緊急物資の運送等に対して支援要請があった場合は、これに的確に対応するものとする。[警備第二課・地域課・交通規制課]

第6 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等に関する業務

特措法により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく措置に係る事務処理に的確に対応するものとする。[警務課・厚生課・生活安全企画課・交通企画課]

第7節 重点的感染拡大防止策の支援

第1 重点的感染拡大防止策の実施に伴う実態把握

重点的感染拡大防止策の実施が決定された場合は、知事部局等の関係機関と連携し、対象地域の現状を把握するものとする。〔警備第二課・地域課〕

第2 対象地域における警戒活動

重点的感染拡大防止策の実施が決定された場合は、知事部局による外出自粛の要請及び抗インフルエンザウイルス薬や救援物資の配布に伴う混乱による不測の事態の防止のため、十分な対処体制を確立し、警戒活動を実施するものとする。〔警備第二課・地域課〕

第5章 新型インフルエンザ等の国内感染期における措置

第1節 実施体制

第4章第1節に定める措置を講ずる。

また、地域によっては、新型インフルエンザ等が未発生である場合等もあることから、緊急時の職員の招集・参集及び事態の対処に当たっては、その状況に応じて柔軟かつ的確に対応するものとする。〔各部〕

第2節 感染対策

第4章第2節に定める措置を講ずるものとする。〔各部〕

第3節 水際対策の支援

国内感染期においても、水際対策の支援を行う必要がある場合は、第4章第3節に定める措置を講ずるものとする。〔警備第二課・地域課・交通規制課・警備第一課・機動隊〕

第4節 医療活動の支援

第4章第4節に定める措置を講ずるものとする。〔警備第二課・地域課・交通規制課・機動隊〕

第5節 多数死体取扱いに当たっての措置

第1 多数死体取扱いに当たっての医師及び関係機関等との連携

感染対策を徹底した上で、多数死体の取扱いに当たって、医師及び関係機関との緊密な連携を図るものとする。〔捜査第一課〕

第2 多数死体の調査実施

多数死体取扱手順に基づき死体の調査を実施するものとする。〔捜査第一課〕

第6節 社会秩序の維持

第4章第5節に定める措置を講ずるものとする。〔広報課・生活安全企画課・生活環境課・捜査第一課・捜査第二課・組織犯罪対策課・警備第一課・警備第二課〕

第7節 緊急事態措置に対する支援等

第4章第6節に定める措置を講ずるものとする。〔各部〕

第6章 小康期における措置

新型インフルエンザ等の国内における患者の発生が減少するなど小康状態になった場合は、引き続き職員及び被留置者の感染対策の徹底及び社会秩序の維持に努めるとともに、各地域における感染の状況に応じて、順次職員を通常業務に復帰させるものとする。〔各部〕

また、再度の国内発生に備え、国内発生早期から国内感染期までにおける対応の分析及び評価を行い、必要な改善を図った上で、第2章に定める措置を講ずるものとする。

第7章 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

第1節 目的

鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、濃厚接触することにより鳥インフルエンザウイ

ルスが鳥から人に感染し、発症する例が見受けられる。鳥インフルエンザウイルスは、他の動物のインフルエンザウイルスに比べて変異しやすいとされており、変異の結果、人に容易に感染する特性を有して新型インフルエンザとなる可能性が高いものである。このため、鳥インフルエンザの発生は社会不安を惹起するおそれがあり、新型インフルエンザ等対策に準じて適切に対処する必要がある。

よって、本章を設け、県警察が実施する措置をあらかじめ定め、事案発生時における迅速かつ的確な対処を行うこととし、もって、国民の生命、身体及び財産の安全の確保を図るものとする。

第2節 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策

第1 これまでに人への感染例のない鳥インフルエンザウイルスの人での発症が国外で認められた場合における措置

警察庁及び知事部局等の関係機関と連携を図り、関連情報を入手した場合には、警察庁に報告するものとする。〔警備第二課〕

また、鳥インフルエンザウイルスの人での発症が確認された国から外国人や在外邦人の多数が入国することも予想されることから、警察庁からの指示や関係機関から支援要請がある場合のほか、必要と認められる場合には、国際海空港における警戒活動を行うものとする。〔警備第二課・地域課・警備第一課〕

第2 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合における措置

1 対策室の設置

県内で鳥インフルエンザの人での発症を確認した場合には、警察庁対策室及び知事部局等の関係機関との連携を図り、対策室を設置するものとする。ただし、鳥インフルエンザを発症した人の感染場所が国外であることが明らかである場合は、当該鳥インフルエンザウイルスの病原性・感染力を考慮して、対策室の設置を判断するものとする。〔警備第二課〕

2 新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置に準じた対応

第4章に掲げる措置のうち、第1節第3（情報の収集・連絡）、第5（装備資機材の活用）及び第6（情報通信の確保）並びに第2節第1の1（職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底）及び第2（留置施設における感染対策）並びに第4節第1（医療機関等における警戒活動）並びに第5節第1（犯罪の予防一般）及び第2（各種犯罪の捜査）を行うものとする。

第3 防疫措置の支援

1 防疫措置実施地域における警戒活動等

防疫措置（家きんに鳥インフルエンザが発生した場合において、感染の拡大を防止するために知事部局等の関係機関が実施する家きんの殺処分、鳥小屋の消毒その他の措置をいう。以下同じ。）を支援するための警戒活動の実施に備え、平素から知事部局等の関係機関との連携を確認・強化するものとする。

また、防疫措置が実施される場合において、防疫措置に伴う混乱の発生を防止するため、警察庁及び知事部局等の関係機関との報告、連絡調整及び連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行うものとする。〔警備第二課・地域課〕

2 防疫措置実施地域周辺における交通規制

知事部局等の関係機関による防疫措置が実施される場合において、防疫措置実施地域周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施するものとする。[交通規制課]